

■ ■ こんなとき、どうしますか？ ■ ■

ホームヘルパー協定のご案内

皆様の生活スタイルをサポートします！

子どものお世話も安心！



普段のお買物から
掃除や洗濯など



急に介護が
必要になった時



食事の準備も！



I. ホームヘルパー協定とは

企業（団体）が協会と「ホームヘルパー協定」を締結していただくことにより、企業（団体）の従業員の皆様が「家事」や「介護」などを必要とした際に、ニーズに合った家政婦（夫）を斡旋できる紹介所をご案内いたします。本協定は、企業（団体）の社員の皆様が仕事と家事や介護が両立できるよう、サポートすることを目的としています。

■ 企業の福利厚生の実現に

企業において優秀な人材を確保するには、福利厚生の実現は不可欠です。すでに多くの企業が従業員の家事や介護の負担を軽減する制度を導入しています。

■ 紹介所の利用はとても簡単

当協会の独自のケアネットワークにより、迅速・的確に紹介所をご案内しています。本協定専用の「家政婦（夫）依頼票」をお使いいただくことにより初めての方でも簡単かつ安心してご利用いただけます。また、家政婦（夫）サービスは介護保険制度との併用など多様化するニーズへも対応が可能です。

当協会事務局では、ご利用前でも、紹介所や家政婦（夫）の活用にあたっての質問やご相談をお電話にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせください。

■ 早朝・夜間でも対応

家政婦（夫）は、お客様のニーズに合わせ、早朝や夜間、住み込みも対応が可能です。

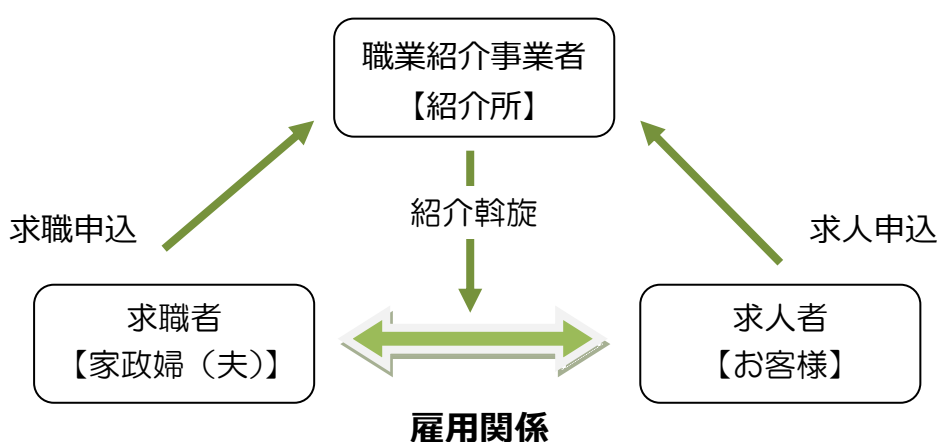
■ 家政婦（夫）活用率のアップで負担軽減

民間業者（請負業者）の「家事代行サービス」等よりも安価に利用できるため、費用面でも社員の負担軽減につながります。

Ⅱ. 紹介所（職業紹介事業所）について

「職業紹介」とは、求職者（家政婦（夫））と求人者（お客様）を結び付け、両者の雇用関係の成立を斡旋するものです。この一連の行為は厚生労働大臣の許可を得た当協会の会員である紹介所が行います。

紹介所は「有料の職業紹介事業」として事業の運営費用を求人者から法定手数料等としていただきます。



Ⅲ. 家政婦（夫）について

当協会の会員である「紹介所」に所属する「家政婦（夫）」が、家庭における「家事」や「介護」を中心としたサービスを提供いたします。

また、平成 28 年度より、家政婦（夫）の知識、技術を認定する社内検定制度が開始され、厚生労働大臣認定「家政士」が誕生いたしました。家政士は、衣食住に関わる家事サービスを中心に、介護や子育て支援など、家族に寄り添って生活全体をサポートし、また、コミュニケーション能力やホスピタリティに優れた「家族のパートナー」として、オールラウンドの生活支援を行います。安心してサービスをご利用いただけるように、資質の向上を図って要望に応えてまいります。

IV. 具体的なサービスについて

■ サービスの地域範囲

本サービスは日本全国で受けられます。また、依頼をされる従業員の方のお住まいと、実際にサービスを受ける方のお住まいが異なる場合もご利用できます。例えば、従業員の方が東京都在住で、サービスを受けられるご両親が北海道でもご利用できます。

■ 主なサービス内容

○ 家事サービス

掃除・洗濯・食事の準備や後片付け・生活必需品の買物・
その他家事に係るお世話

○ 介護サービス

食事介助・入浴介助・衣服の着脱・医療機関等への通院介助
その他身辺に係るお世話

○ 子供のお世話や幼稚園などの送迎、ベビーシッター等

※介護保険制度との併用で受けることも可能です。

■ 利用時間

短時間、早朝や夜間、住み込み等も対応が可能です。

V. 締結について

■ 協定書

本協定の締結にあたり、「協定書」を取り交わしていただきます。なお協定期間は、4月1日から翌年の3月末日までの1年間とし、期間満了1ヶ月前までにどちらか一方から解除の申し出がない場合は、さらに1年間継続となります。また新規の場合は期中に協定を締結することも可能です。

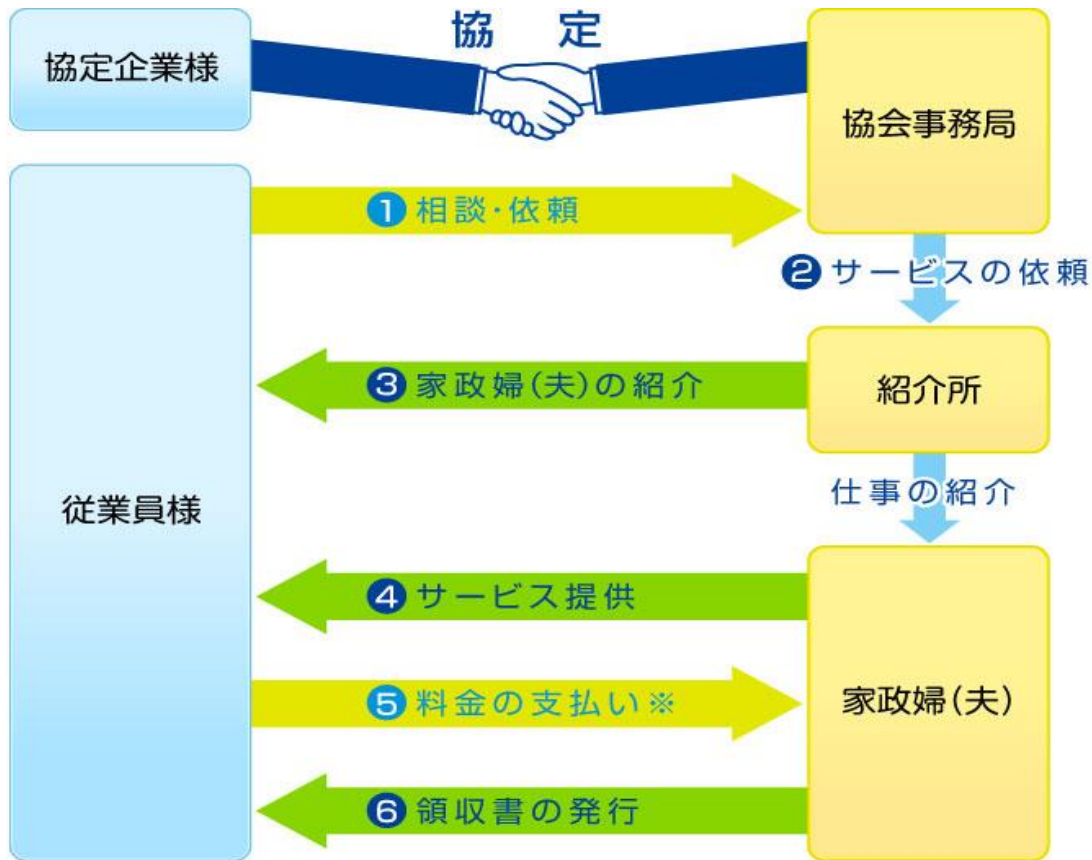
■ 協賛金（年間）

年会費は、1年分（4月から翌年3月まで）とし、下記のとおり企業の社員数に応じた協賛金を期中にご請求させていただきます。

企業の従業員数	協賛金
1,000人以上	30,000円
500人以上	20,000円
100人以上	10,000円
100人未満	5,000円

※ 企業の従業員数は「会員様情報シート」にてご申告いただきます。なお、従業員数に変更がある場合は、お早めに協会事務局までお知らせください。

Ⅵ. ご利用の流れ



※家政婦の賃金等（紹介所への手数料も含む）

① 相談・依頼

家政婦（夫）をご依頼いただく際の相談や質問、また不明な点等がある場合は、協会事務局へお電話ください。（[Tel:0120-041-817](tel:0120-041-817)）

家政婦（夫）のご依頼時には、本協定専用の「家政婦（夫）依頼票」に必要事項をご記入いただき、協会事務局に FAX ください。（Fax:03-3353-4326）

② サービスの依頼

従業員の方からいただいた「家政婦（夫）依頼票」を基に、ご希望のニーズに合った家政婦（夫）が所属する紹介所をお探しいたします。

③ 家政婦（夫）の紹介

紹介所より直接社員の方にご連絡させていただき、ご依頼の詳細を含めて確認させていただいた上で、実際にお伺いする家政婦（夫）をご紹介いたします。

④ サービス提供

家政婦（夫）は「紹介状（労働条件明示書）」を持って、従業員の方のご指定した勤務先にお伺いいたします。ご確認後、従業員の方と家政婦（夫）の間で雇用が成立いたします。

⑤ 料金の支払い

料金は、直接家政婦（夫）にお支払いいただきます。※

料金は、1週間ごと等、勤務形態によっても異なりますので、従業員の方と家政婦（夫）の間でお決めいただきます。

※ 紹介所に支払う手数料等は、家政婦（夫）が一旦お預かりする場合と、紹介所へ直接支払う場合がありますので、必ずご確認ください。

⑥ 領収証の発行

家政婦（夫）が「賃金」「交通費」の「領収書」を発行いたします。また紹介所に支払う手数料等については、家政婦（夫）が一旦「預かり証」を発行し、後日、紹介所より「領収書」を発行させていただきます。

⑦ その他

○相談ダイヤル

協会事務局内に「相談ダイヤル（無料）」を設置し、紹介所や家政婦（夫）の活用の際の質問やご相談を、お電話にて承っております。

(0120-041-817) その他、ご利用いただいた際に生じた、各種トラブル等の苦情にも対応いたしております。

個人情報管理について

当協会は、協定にあたって必要な個人情報を従業員の皆様から提供いただきますが、ご提供いただいた個人情報を適切に管理し、保護することが重大な責務であると認識しております。個人情報の保護に関する法律をはじめ、個人情報保護に関する法律をはじめ、個人情報保護に関する諸法令および主務大臣のガイドラインに定められた義務ならびに個人情報を厳正に遵守し、管理しております。

公益社団法人日本看護家政紹介事業協会

〒162-0064 東京都新宿区市谷仲之町 3-2

Tel.0120-041-817 fax03-3353-4326